

平成22年八王子市公告第160号の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月27日

八王子市長 石 森 孝 志

改正後		改正前	
<p>第5競争入札参加資格の審査基準</p> <p>6 市の基準による等級格付</p> <p>(1) 下記の業種については第5の1から5に規定する等級格付、順位（以下「共同格付」という。）のほかに市の基準による等級格付（以下「独自格付」という。）を定める。</p>		<p>第5競争入札参加資格の審査基準</p> <p>6 市の基準による等級格付</p> <p>(1) 下記の業種については第5の1から5に規定する等級格付、順位（以下「共同格付」という。）のほかに市の基準による等級格付（以下「独自格付」という。）を定める。</p>	
業種番号、業種名	等級区分	業種番号、業種名	等級区分
01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事	ABCDの4等級。 順位は定めない。	01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事	<u>ABCDの4等級。</u> <u>順位は定めない。</u>
08 電気工事 09 給排水衛生設備工事 10 空調工事 27 造園	<u>ABの2等級。</u> <u>順位は定めない。</u>	08 電気工事 09 給排水衛生設備工事 10 空調工事 27 造園	
<p>(2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争入札参加者指名基準に基づき、例年4月1日現在で有効な該当業種に係る共同運営電子調達サービス上の客観点によって決定する。</p> <p>なお、4月1日現在に登録がない場合、該当業種の独自格付は最も下位の等級とする。独自格付は翌年4月1日に再格付を行うまでの期間、固定とする。</p>		<p>(2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争入札参加者指名基準に基づき、例年4月1日現在で有効な該当業種に係る共同運営電子調達サービス上の客観点によって決定する。</p> <p>なお、4月1日現在に登録がない場合、該当業種の独自格付はDとする。独自格付は翌年4月1日に再格付を行うまでの期間、固定とする。</p>	

問い合わせ先
財務部契約課（小林）
電話 042-620-7216